

参考資料

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（平成31年野田市条例第11号）

改 正 案	現 行
<p>(設置事業の周知等)</p> <p>第7条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、同項各号に掲げる事項、当該設置事業の工事に係る施工方法及び安全対策その他周知すべき事項を周知するとともに、<u>地域住民等に意見を提出する機会を付与するため、説明会を開催しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により説明会を開催したときは、速やかに報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 事業者は、<u>第1項の規定による説明会の開催及び戸別訪問等により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(設置事業の周知等)</p> <p>第7条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、同項各号に掲げる事項、当該設置事業の工事に係る施工方法及び安全対策その他周知すべき事項を周知するとともに、<u>地域住民等から当該設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。</u></p> <p>2 事業者は、<u>前項の周知又は説明会の開催により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>